

## 質問票 3 (八王子市児童育成支援拠点事業運営委託)

Q1 障害者施設・老人施設・放課後デイなど同一施設内で実施される事業等がある場合、本事業の利用児童の環境及び水準が担保することはかなりハードルが高いと考えるが、障害者や老人施設等の介護が必要な施設は人手不足が切実な現状を把握した上で想定しているか。(子どもの居場所活動に比べ障害・老人等の介護には手が取られるため、職員は兼任はほぼ不可能であり既存事業の人材ですら集まらない人手不足の業種であることなど)

障害者施設や高齢者施設等の介護分野における人手不足の実情については市としても認識しておりますが、本事業は職員の兼務や余剰人員での実施を前提としたものではありません。

同一施設内で他事業を行う場合であっても、本事業に必要な人員配置や児童の生活環境・支援水準が十分に確保されることが前提となります。

Q2 乳幼児～未就学児の一時預かりと保護者のサポート事業を同一施設内で実施する場合、本事業の対象は就学後からであるが、対象世帯の対象就学児童と一緒に年が下の未就学児と対象保護者を支援する場合、未就学児についての費用は保護者負担になるのか。

本事業の対象は就学後の児童であるため、支援対象世帯であっても、未就学児については本事業の委託料による支援対象には含まれません。

同一施設内で未就学児の一時預かり等を併せて実施する場合、未就学児に係る費用負担の取扱いについては、当該事業の枠組みに基づき、保護者負担となります。また、本事業の対象利用者とは別の専用スペースを確保する必要があります。

Q3 法人格を有しない団体とは、どんな規模のどのような団体を想定しているか

本事業において想定している「法人格を有しない団体」とは、地域で継続的に子ども支援や居場所づくり等の活動を行っている任意団体やボランティア団体等で、一定の運営実績や実施体制を有する団体を指します。

Q4 既存事業に加え、連携等を想定した場合一部委託（例えば送迎や保育の認定事業者、医療等）は出来るのか。もしくはすべて団体のスタッフとして、団体に所属した上で活動する必要があるのか。

現時点では、業務の一部を外部に委託することは想定しておりませんが、事業実施にあたり必要が生じた場合には、その都度、市と協議のうえで検討することとします。

Q5 準備期間として7月1日から始まるとあるが、9月を待たずにスタートをすることは可能か。(その場合その予定で予算と計画を立てられるか)

必要な準備が整い市と協議の上で確認できれば、9月を待たずに事業開始することは可能ですが、予算・計画は委託料の範囲内で行う必要があります。

Q6 すでに子ども家庭支援センター 学校(学校長・副校長・学年主任・担任・SSW・主任児童委員等)と保護者の間で、連携してこれまで毎日居場所と食事の提供をしてきている子ども達に関して、この事業が始まった場合、既存の利用者の子ども達への対応はどのようなになるのか。

事業対象者については、仕様書に定めたとおり、市が認めた児童及び要保護児童対策地域協議会において支援が必要と判断された児童となります。

本事業開始後においても、市が実施するアセスメントに基づき、本事業の対象として適していると判断された場合には、引き続き支援を受けることが可能です。